

日 薬 業 発 第 77 号
令和 4 年 6 月 13 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査
キットの取扱いについて」に関する Q&A について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より別添の通り事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、医療用抗原定性検査キットを薬局において販売する際の留意点については、令和 4 年 3 月 18 日付け日薬業発第 483 号にてご案内の通りです。本事務連絡では、唾液を検体として用いる医療用抗原定性検査キットについても薬局での販売が可能であること、また、販売にあたっての留意点が示されています。

つきましては、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和 3 年 9 月 27 日付け事務連絡（令和 4 年 3 月 17 日一部改正）、日薬業発第 483 号にて通知）並びに本事務連絡の内容を踏まえ、地域の感染拡大防止に資するため、引き続き全ての薬局における積極的な取扱いにご協力いただきたく、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが貴会会員にご周知方よろしくお願い申し上げます。

<別添>

- 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」に関する Q&A について（令和 4 年 6 月 10 日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 10 日

公益社団法人日本薬剤師 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」に関する Q&A について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年6月10日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱い
について」に関するQ&Aについて

新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、医療用抗原定性検査キットを薬局において販売するに当たっての留意点について、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付け事務連絡（令和4年3月17日一部改正））等において、お示ししているところです。

今般、唾液を検体として用いた医療用抗原定性検査キットを薬局において販売するに当たっての留意事項を別紙のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容につき御了知いただくとともに、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

問 唾液を検体として用いる医療用抗原定性検査キットを販売するに当たり、どのような点に留意すればよいか。

答

- 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日付け事務連絡(令和4年3月17日一部改正))においては、検査の実施方法等について、十分に理解できるよう、別添「薬局で抗原定性検査キットを購入する方へ」も活用しながら説明を行うこととしている。
- この別添については、鼻腔ぬぐい液を検体として用いる場合を念頭にしたものであることから、唾液を検体として用いる抗原定性検査キットの使用方法については、当該製品の添付文書や操作手順書等を用いて適切に説明をすること。
また、無症状者については、現時点で有用とのデータが示されていないため、体調が気になる場合に使用することを徹底するよう、丁寧に説明すること。